

(仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメント実施結果

1. 意見募集期間

平成27年1月27日（火）から平成27年2月16日（月）まで

2. 閲覧場所

こども政策課、こども発達支援センター、保健福祉センター、門真市民プラザ、南部市民センター、図書館本館・分館、公民館、文化会館、公立幼稚園、公立保育所、市ホームページ

3. 意見等の件数

2件

4. 意見等に対する市の考え方（案）

※いただいた意見による計画の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

	意 見	市の考え方（案）
1	<p>p.68 主な取組施策 No.5 「家庭や地域の教育力の向上」について</p> <p>スローガンはよく理解できるが、「学びのススメ」を普及するだけでは、地図を手渡して、方法を教えずに旅に出すようなイメージを受けます。</p> <p>方法を知る者には便利なツールだが、知らない者にとっては、ただの紙に過ぎないと感じます。</p> <p>いかに中身のある取組にしていくかが必要であると思います。</p>	<p>現在、各小中学校では、児童・生徒に対して「学びのススメ」や各学校で独自に作成した「家庭学習のてびき」を用いて発達段階に応じた家庭学習の方法を具体的に示して指導しております。</p> <p>また、保護者に対しましては、家庭訪問や学年・学級懇談会等の場で、同様の資料を活用して家庭学習のあり方を説明するなど、各ご家庭でもご協力いただけるよう取り組んでおります。</p> <p>ご指摘の点の学びの方法を具体的に教えることにつきましては、PTA協議会等と更なる連携を強めながら、学校においても学ぶ楽しさ、わかる喜びを経験できるよう、計画を実施していく過程において、授業の充実を図ってまいります。</p>

意見

市の考え方（案）

2

1. 子どもたちの健やかな出生、またその成長、及びその親、妊産婦等の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策、及び親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す施策が重要です。
2. 乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されています。保育園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくありません。家庭での対策や啓発はもちろん重要ですが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。
3. 子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。
4. とりわけ、通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちや妊産婦を守る抜本的施策が不可欠です。受動喫煙防止法や条例の制定に向けた取り組み、及び飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけも必要で有効かと思えます。
 - (1)「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」
 - (2)「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」
 - (3)出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」

学校や官公庁施設をはじめ、多数の者が利用する施設の管理者は、健康増進法第25条において、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努めることが位置付けられています。また、本市におきましても関連する個別計画である「門真市健康増進計画・食育推進計画」において、受動喫煙の防止を重点的な取組と位置付けた上で、母子保健事業を含め、さまざまな機会を捉えて受動喫煙の危険性についての周知啓発に努めております。今後引き続き計画を実施していく過程において、受動喫煙の防止を推進してまいります。